

遊休財産保有制限(認定法5⑨,16)

今回は、公益認定法上に定められた財務3基準の一つである遊休財産の保有制限について概説する。

(ポイント)

- 遊休財産とは、遊休財産の保有制限の概要、内容
- 控除対象財産の内容

1. 遊休財産額の保有制限

(1) 保有の上限

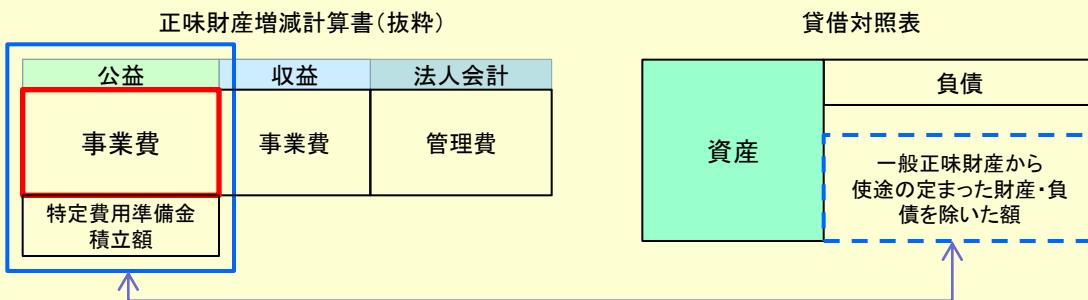
公益法人では公益目的事業の用に供していない財産額は、最大でも、1年分の公益目的事業費相当額に限られるべきであり、具体的には遊休財産額≤1年分の公益目的事業費相当額であることが求められる。ここで「1年分の公益目的事業費相当額」と「遊休財産額」は次の式により算定される。

(2) 1年分の公益目的事業費相当額

事業費 = 正味財産増減計算書(損益計算書)の公益目的事業費 + 特定費用準備資金への積立額

(3) 遊休財産額

遊休財産額 = 総資産 - 負債 - (控除対象財産(下記2.を参照)) - 「対応する負債」
= 一般正味財産 - (使途の定まった財産 - これに対応する負債)



2. 控除対象財産

- (1) 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供するため保有しその旨表示する財産)
- (2) 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務または活動の用に供する財産
- (3) 上記(1)(2)に掲げる特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金(資産取得資金)
- (4) 特定費用準備資金(積立限度額に達するまでの資金に限る)
- (5) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた使途が指定されている財産

(裏面に続く)



控除対象財産

公益目的保有財産

- ・継続して公益目的事業の用に供するために保有する財産
- ・対象財産は事業の用に供する範囲に限定され、他の事業等と共に財産については、法人において区分、分離可能な範囲で財産を確定し表示。
- ・金融資産は、貸借対照表において基本財産または特定資産として計上し、範囲確定
- ・財産目録には、公益目的保有財産は、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示

収益事業等の用に供する財産

- ・公益目的事業の財源確保や公益目的事業に付随して行う収益事業等の用に供する固定資産、また管理業務の用に供する固定資産
- ・利用効率が低いため、財源確保に実質的に寄与していない固定資産は該当しないことに注意

資産取得資金

- ・特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金
- ・資金の要件は特定費用準備資金に関する規定を準用

特定費用準備資金

- ・将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金
- ・一定の要件を満たす必要(認定法規則18、ガイドライン I -7(5))

寄附等による使途特定資産

- ・交付者により使途が指定された財産
- ・指定されたとおりの「使用」実態がない場合には遊休財産と判断されることがあり

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<メセナ活動・遺贈への興味の高まりに対する、法人の社会的な認知活動>

企業も個人も社会貢献をどのような形で行うかが一大テーマになりつつある。企業では株主還元以外の資金使途としてメセナ活動が見直され、個人では財産を築いた方が社会貢献活動の一環として、遺贈を活用できないかという動きが活発化している。ある新聞記事に記載された個人の遺贈に関するデータによると、アンケートでは2割強の回答者が興味を示すものの、どんな団体が存在し、どのように遺贈の手続を進めたらよいかわからないという問題点が指摘された。会員費や収益事業などの収入が安定的に見込める法人以外の場合は、公益事業活動に必要な資金を寄附や助成に求めることもある。社会貢献活動に対するこうした環境変化をプラスに捉えるならば、法人側として重要なのが当該法人の認知度の向上ではないだろうか。認知のためには、法人としての広報活動、あるいは問合せに対する窓口業務などの整備が重要になる。予算策定の時期の今、法人の広報活動の位置づけについて改めて検討してみてはいかがか。